

令和 7 年度

我が国における過労死等の概要及び政府が
過労死等の防止のために講じた施策の状況

厚 生 労 働 省

この文書は、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）第 6 条の規定に基づき、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況について報告を行うものである。

令和 7 年度

我が国における過労死等の概要及び政府が
過労死等の防止のために講じた施策の状況

厚 生 労 働 省

目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 過労死等の概況

1 労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

(1) 労働時間等の状況	2
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の状況	22
(3) 自殺の状況	30

2 過労死等の状況

(1) 民間雇用労働者の労災補償の状況	35
(2) 国家公務員の公務災害の補償状況	87
(3) 地方公務員の公務災害の補償状況	96

3 過労死等に係る調査・研究

(1) 労災支給決定事案の分析	108
(2) 労働・社会分野の調査・分析（アンケート調査）	126
(3) 公務災害の事案の分析	173
(4) 過労死等労災請求件数の増加要因分析	181

第2章 過労死等の防止のための対策の実施状況

1 労働行政機関等における対策

(1) 時間外労働の上限規制の遵守徹底	196
(2) 長時間労働の削減に向けた取組みの徹底	196
〈コラム1〉労働基準監督官の指導を契機に労働環境を改善	199
(3) 過重労働による健康障害の防止対策	200
(4) メンタルヘルス対策・ハラスメント対策	200
(5) 過労死等を発生させた企業に対する再発防止対策	203

2 調査研究等

(1) 過労死等事案の分析	2 0 5
(2) 予防研究・支援ツールの開発	2 0 6
(3) 過労死等の労働・社会分野の調査・分析	2 1 0
(4) 結果の発信	2 1 1
〈コラム2〉一般公開用疲労測定アプリ「疲労checker簡易版」の紹介	2 1 1
〈コラム3〉令和7年度過労死等防止調査研究センター研究成果発表 シンポジウムの紹介	2 1 4

3 啓発

(1) 国民に向けた周知・啓発の実施	2 1 8
〈コラム4〉連合の「過労死等ゼロ」に向けた取組み	2 1 9
〈コラム5〉働き方改革の継続・深化に向けた経団連の取組み	2 2 3
(2) 大学・高等学校等の学生等への労働関係法令等に関する啓発の実施	2 2 5
〈コラム6〉過労死の遺族や労働問題の専門家を講師として学校へ派遣 ～10年目の令和7年度は243回で20,517人の生徒たちが受 講～	2 2 6
(3) 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施	2 2 8
(4) 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施	2 2 9
(5) 勤務間インターバル制度の導入促進	2 2 9
(6) 働き方の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休 暇の取得促進	2 3 2
(7) メンタルヘルス対策に関する周知・啓発の実施	2 3 3
(8) 職場のハラスメントの防止・解決のための周知・啓発の実施	2 3 5
(9) 多様な働き方への対応	2 3 8
(10) 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組みの推進	2 3 9
〈コラム7〉【企業の取組み】「技術は人を幸せにするためにある」 AIとナラティブで挑む物流現場の働き方改革	2 4 3
〈コラム8〉【企業の取組み】荷主との対等なパートナーシップで「2024 年問題」に挑む。パレット輸送の推進でドライバーの負担と 拘束時間を大幅削減	2 4 7
〈コラム9〉【企業の取組み】生産性向上推進委員会の「聞く力」とデジ タル化が変える介護の未来。効率化で入所者と向き合う時間 を創出	2 5 5
〈コラム10〉【企業の取組み】ベンチャー特有の長時間労働を脱却。「や らされる」から「自律的」へ進化した健康経営と称賛文化の 醸成	2 5 9

〈コラム11〉【企業の実践】「技術は人を幸せにするための手段」。自作アプリとICT建機の内製化で挑む、京都の老舗建設会社が描く「人が主役」の働き方改革.....	264
(11) 若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者等への取組みの推進...	269
(12) 公務員に対する周知・啓発等の実施.....	270

4 相談体制の整備等

(1) 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置.....	275
(2) 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施.....	275
(3) 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施.....	275
(4) 公務員に対する相談体制の整備等.....	276
(5) 過労死の遺児等のための相談対応.....	277

5 民間団体の活動に対する支援

(1) 過労死等防止対策推進シンポジウムにおける連携.....	278
〈コラム12〉令和7年度の過労死等防止対策推進シンポジウム.....	279
(2) シンポジウム以外の活動に対する支援.....	280
〈コラム13〉過労死遺児交流会のご報告.....	281
(3) 民間団体の活動の周知.....	283
〈コラム14〉過労死防止と全国過労死を考える家族の会.....	283
〈コラム15〉過労死防止から週4日労働制へ.....	284
〈コラム16〉各分野・各地の家族の会.....	285
〈コラム17〉過労死防止学会「第11回大会」報告.....	287

- 本文書は、原則として令和8年9月30日までに入手した各府省等の施策に関する実績やデータに基づいて記載している。
- 本文書公表後にデータの表記や数値が変更される場合がある。

(参考) 和暦表記と西暦表記の対照表

和暦	西暦	和暦	西暦
昭和 51 年	1976 年	平成 16 年	2004 年
昭和 52 年	1977 年	平成 17 年	2005 年
昭和 53 年	1978 年	平成 18 年	2006 年
昭和 54 年	1979 年	平成 19 年	2007 年
昭和 55 年	1980 年	平成 20 年	2008 年
昭和 56 年	1981 年	平成 21 年	2009 年
昭和 57 年	1982 年	平成 22 年	2010 年
昭和 58 年	1983 年	平成 23 年	2011 年
昭和 59 年	1984 年	平成 24 年	2012 年
昭和 60 年	1985 年	平成 25 年	2013 年
昭和 61 年	1986 年	平成 26 年	2014 年
昭和 62 年	1987 年	平成 27 年	2015 年
昭和 63 年	1988 年	平成 28 年	2016 年
平成元年	1989 年	平成 29 年	2017 年
平成 2 年	1990 年	平成 30 年	2018 年
平成 3 年	1991 年	平成 31 年	2019 年
平成 4 年	1992 年	令和元年	2019 年
平成 5 年	1993 年	令和 2 年	2020 年
平成 6 年	1994 年	令和 3 年	2021 年
平成 7 年	1995 年	令和 4 年	2022 年
平成 8 年	1996 年	令和 5 年	2023 年
平成 9 年	1997 年	令和 6 年	2024 年
平成 10 年	1998 年	令和 7 年	2025 年
平成 11 年	1999 年	令和 8 年	2026 年
平成 12 年	2000 年	令和 9 年	2027 年
平成 13 年	2001 年	令和 10 年	2028 年
平成 14 年	2002 年	令和 11 年	2029 年
平成 15 年	2003 年	令和 12 年	2030 年

※本文中の年度（年）の表記は原則として和暦を使用している

はじめに

平成 26 年 6 月に過労死等防止対策推進法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 100 号）が成立し、同年 11 月に施行されてから 11 年が経過した。この間、関係者による取組の結果、長時間労働が減少傾向となるなど一定の成果が見られたが、我が国においては依然として過労死等が増加するなど、大きな社会問題となっている。

《過労死等について》

過労死等防止対策推進法第 2 条で以下のとおり定義されている。

この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

過労死等は、本人はもとより、その家族や遺族にとってはかりしれない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失である。政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等防止対策推進法第 7 条に基づき、過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定。以下「過労死等防止対策大綱」という。）を定め、施策を実施している。

また、過労死等防止対策推進法第 6 条では、政府は、毎年、国会に、我が国の過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関して報告書を提出することとされており、本文書はこれに基づき行う報告であり、今年で 11 回目となる。